

山梨大学医学部附属病院等における自動販売機の設置・運営事業者の公募

国立大学法人山梨大学（以下「本学」という。）において、山梨大学医学部附属病院等における自動販売機の設置・運営事業者を下記により募集します。

1. 事業概要

- (1) 事業名 山梨大学医学部附属病院等における自動販売機の設置・運営
- (2) 事業内容 清涼飲料水及びアイスクリーム等の自動販売機の設置・運営を行うこと
- (3) 業務期間 平成27年12月26日～平成32年12月31日（5年間）
ただし、病院再整備の進捗状況により期間が変更となる場合がある。

2. 設置場所

山梨県中央市下河東1110 山梨大学医学部附属病院等

3. 募集要項の交付

本公募に基づき応募を希望する者に対して募集要項を交付する。

- (1) 交付期間 平成27年11月2日（月）から平成27年11月13日（金）まで
いずれの日も8時30分から17時00分までとする。
ただし、土、日、祝日は除く。
- (2) 交付場所 〒409-3898 山梨県中央市下河東1110
山梨大学医学域管理課 総務・予算・資産グループ 橋本
電話：055-273-9614

4. 応募資格

- (1) 本学契約規程第2条及び第3条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。
 - ① 未成年者(婚姻若しくは営業許可を受けている者を除く。)、成年被後見人、被保佐人又は被補助人並びに破産者で復権を得ない者
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている場合は、これに当たらない。
契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - ② 以下の各号のいずれかに該当し、かつ、その事実があった後3年を経過していない者(その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。)
 - ア 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ 前各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

- (2) 国又は地方公共団体から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 法人等の財政状況、損益状況及び資金状況に問題がないこと。
- (4) 不正及び不誠実な行為がないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している組織等の者、不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどした者、暴力団の維持・運営に協力している者、及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (6) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること。
- (7) 清涼飲料水等自動販売機の設置・運営事業について3年以上の運営経験を有し現在も継続中であること。
- (8) 過去3年間に食品衛生法に基づく行政処分を受けていないこと。

5. 募集要項説明会の日時及び場所

- (1) 日 時 平成27年11月5日（木） 15時00分
- (2) 場 所 山梨大学医学部キャンパス 管理棟2階小会議室

※募集要項説明会に参加しない者は、本件に参加することはできないものとする。

6. 応募申込及び提案書の提出等

- (1) 応募書類の提出期限 平成27年11月13日（金）17時00分までに、上記3（2）に持参又は郵送（書留郵便のみとし、提出期限必着とする）にて提出すること。

7. 事業者の決定方法

選定委員会において、応募者から提出された提案書類及びその他の資料に基づき審査のうえ、事業者を決定する。

8. その他

- (1) 応募者は、本院が要請した場合は、追加資料の提出等に応じること。
- (2) 応募書類の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (3) 本件に関するその他必要事項については、募集要項によるものとする。

平成27年11月 2日

国立大学法人山梨大学
学長 島田 眞路